

## ライフプラン設計講座実施事業

### 業務仕様書

令和6年3月

岩手県保健福祉部  
子ども子育て支援室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ライフプラン設計講座実施事業」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 委託業務の概要

### (1) 業務の名称

ライフプラン設計講座実施事業

### (2) 業務の目的

若い世代（高校生）に対し、結婚・出産・子育てを選択肢に入れたライフプランを描く機会を提供することで、県内の結婚・子育て機運の醸成を図ること。

### (3) 委託する業務の概要

ア 県内高校でのライフプラン設計講座の実施

イ アの実施状況等をまとめたレポートの作成

### (4) 委託期間及び予算額

#### ア 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

#### イ 予算額

2,750,000円以内（税込）

※ 上記金額は現時点の見込みであり、今後、令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合、又は予算額の変更が生じた場合等にあつては、本件業務委託手続きについて停止の措置又は予算額の変更等を行うことがある。

### (5) 委託業務内容

ア 県内高校でのライフプラン設計講座の実施

(ア) 県内のモデル校5校を対象に、仕事、結婚、妊娠・出産、子育てを含め、自分の将来を考えるきっかけとなる講座を実施すること。

(イ) 対象となる高校の選定は、県が行うもの。

(ウ) 講座は、講義とグループワーク（又は個人ワーク）で構成すること。

(エ) 県が作成するライフプラン形成支援デジタルコンテンツを教材として活用すること。

ライフプラン形成支援デジタルコンテンツについては、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事等について考えるきっかけとなる情報を掲載したもので、令和6年度中に作成予定。完成前に実施する講座については、マンガ冊子『MY LIFE PLAN～妊娠・不妊に関する正しい知識～』を活用すること。

(オ) 講義は、原則として「妊娠・出産に関する正しい知識＋選択テーマ」とし、選択テーマは業務の目的に沿った内容で学校及び県と協議して決定すること。（選択テーマ設定例：子育てと仕事の両立、ファイナンシャルプランニングなど）

(カ) 講師は、県と協議の上決定すること。講師への謝金・交通費は、委託料に含むこと。

(キ) グループワーク（又は個人ワーク）は、自ら考えながらライフデザインを描くなどの要素を取り入れ、将来のライフイベントについて考える機会を提供すること。

(ク) 講座の時期、コマ数、対象学年等は、学校と相談して決定すること。

(ケ) 講座終了後は、生徒に対して満足度等のアンケートを実施するとともに、

教員に対しても、今後の実施に向けた希望（改善点や期待する内容など）に関するアンケート又はヒアリングを実施すること。

- (コ) 結婚、子育てが個人の自由な意思決定に基づくものであることは当然の前提であるため、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

イ アの実施状況等をまとめたレポートの作成

- (ア) 公表用のレポートと内部用のレポートの2種類を作成し、電子データで県に提出すること。

- (イ) 公表用のレポートは、講座の様子の写真や講義の概要、生徒のアンケート結果などを盛り込み、同様の講座に取り組む学校の拡大につながるような内容とすること。なお、県のHPに公開するものとする。

- (ウ) 内部用のレポートは、生徒、教員のアンケート結果をまとめ、その結果を受けて次年度以降どのようなカリキュラムで講座を実施していくことが最適と考えられるか、今年度の講座の改善点や今後実施する講座の留意点等をまとめた内容とすること。

## 2 業務にあたっての留意事項

### (1) 契約の変更

仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響などによる実施の可否を含め、あらかじめ協議すること。

### (2) 権利の帰属等

本業務により制作された著作物に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって、受託者から県に移転することとする。

### (3) その他

本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知)第3に規定する合理的配慮について留意すること。

## 3 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)は原則としてできないものとする。

ただし、事前に県が書面により了承した場合は、この限りでない。

- イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本業務の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

- ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗よく状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努める等ものとする。

また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について県に対し報告し、また県が自ら確認することに協力するものとする。

- エ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

**(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

**(3) 機密の保持**

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(4) 個人情報の保護**

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。